

※この内容は今後の法改正や通達により変更となる場合がありますのでご了承下さい (R6.4.1 現在)

申請に必要なもの

①申請書 (別紙の郵便申請書をご利用下さい)

②本人確認書類 (住所、氏名を確認できる書類のコピーを添付して下さい)

- ①運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、その他官公署が発行した顔写真付の本人確認書類等。
 - ②各種被保険者証、年金手帳、公的年金証書、共済組合員証、学生証 など
- ★上記①の書類の中から1点、または②の書類の中からいずれか2点をご用意ください。

③手数料 (定額小為替) ※発行後6か月以内のもの

※定額小為替は郵便局でおつりのないように購入してください。

おつりが発生する際は切手でお返しさせて頂く事もありますのでご了承下さい。

※証明内容によって交付される証明書等が複数になる場合がありますので、手数料がいくらになるかわからない場合は事前にお電話でお問い合わせください。

「例：〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍」など。

※購入した小為替には何も書かないで同封してください。

④返信用封筒 (請求者の住民登録している住所・氏名を記入し、切手を貼ったもの)

※返信先は請求者の住民登録している住所地のみとなります。

※返信を速達・書留等にする場合は、基本料金に加算した金額の切手を貼付いただき、その旨分かるよう明記してください。

場合によって必要なもの (下記 A～C の書類)

A.委任状 (別紙の代理人選任届をご利用ください)

B.利用目的を明らかにする書類等

利用目的に記載いただいた内容だけで必要な理由が判断できない場合にその戸籍、住民票等が必要であることを明らかにする書類 (例：兄弟の相続手続きの場合は相続人であることが確認できる書類等)

C.続柄のわかる書類

請求する戸籍に記載されている方と申請者の方が直系親族であることを確認できる書類 (戸籍謄本等)

【戸籍関係】

- 戸籍に記載されている方または配偶者および直系尊属、直系卑属以外の方が戸籍等を申請される場合、
 - ①上記の方または②の方の代理人として請求する場合はAの書類が必要です。
 - ②自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な場合はBの書類が必要です。
- 本人以外の方が身分証明書・独身証明書を申請される場合はAの書類が必要です。
- 申請者の方が、請求する戸籍に記載されていない直系親族の場合はCの書類が必要です。

【住民票関係】

- 本人又は同一世帯員以外の方が住民票等を申請される場合、
 - ①上記の方または②の方の代理人として請求する場合はAの書類が必要です。
 - ②自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な場合はBの書類が必要です。

★申請人、手数料等は戸籍・住民票・印鑑登録証明手数料一覧のページをご確認ください。

<お問い合わせ・送付先>

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号 中津川市役所 市民保険課 戸籍住民係

TEL 0573-66-1111 (内109、102)